

鴨川市定期予防接種負担金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第66号

鴨川市定期予防接種負担金交付要綱の一部を改正する告示

鴨川市定期予防接種負担金交付要綱（平成24年鴨川市告示第53号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第1条の3第1項」を「第3条第1項」に改める。

別表中「四種混合（ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風）」を
「五種混合（ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びHib感染症）」に、
四種混合（ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風）」
「肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）」を
「肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）
新型コロナウイルス感染症」に改める。

別記様式中「・四種混合 第1期初回（1回目・2回目・3回目・追加）」を
「・五種混合 第1期初回（1回目・2回目・3回目・追加）」に、
「・四種混合 第1期初回（1回目・2回目・3回目・追加）」
「・Hib感染症（ヒブワクチン） 初回（ 回目・追加）」を「・Hib感染症（ヒブワクチン） 初回（1回目・2回目・3回目・追加）」に、「・肺炎球菌感染症（小児用肺炎球菌ワクチン） 初回（ 回目・追加）」を「・肺炎球菌感染症（小児用肺炎球菌ワクチン） 初回（1回目・2回目・3回目・追加）」に、「・B型肝炎（1回目・2回目・3回目）」を「・B型肝炎 初回（1回目・2回目・追加）」に、「肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）」を
「肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）
新型コロナウイルス感染症」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鴨川市定期予防接種負担金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に受ける定期の予防接種について適用し、同日前に受けた定期の予防接種については、なお従前の例による。